

## 広島県告示第三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によつて、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があつた。

令和八年一月二十六日

広島県知事 横田美香

名 称	所 在 地	廃止年月日
永井皮膚科医院	竹原市中央五丁目一〇番二二号	令和六年四月一日
有限会社堂面薬局	竹原市本町一丁目四番八号	令和六年三月二〇日
稻田歯科診療所	三原市和田三丁目三番一〇号	令和六年三月三一日
徳毛外科医院	尾道市新浜一丁目四番一號	令和六年三月三一日
徳永歯科医院	庄原市中本町二丁目二番一二号	令和三年九月四日
久芳診療所	東広島市福富町久芳三七九七番地一	令和六年三月三一日
川根歯科診療所	安芸高田市高宮町川根一四三八番地	令和六年三月三一日
片桐整形外科	安芸郡海田町南昭和町一四番一〇号	令和六年三月三一日
田部矯正歯科	安芸郡海田町窪町九番一三号三宅第二ビル二階	令和六年三月三一日
セブン薬局大崎店	豊田郡大崎上島町中野四一〇二番地一	令和六年三月三一日
ファーマシイ薬局新高山	尾道市新高山三丁目一一七〇番二四号	令和六年二月二九日
コウノ薬局	三次市十日市東五丁目一六番一〇号	令和七年一一月二九日
歌野原歯科医院	東広島市八本松飯田三丁目四番一〇号	令和七年一一月三〇日
敬愛病院	廿日市市大野七二番地	令和七年一一月一五日

森川薬局青葉台店	甘日市市福面二丁目二番三号	令和七年一一月三〇日
ウエルシア薬局安芸高田吉田店	安芸高田市吉田町吉田六一三番地	令和七年一一月三〇日